

○厚生労働省告示第一一七号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和元年十月一日から適用する。

令和元年九月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝 信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料(1日につき) イ 急性期入院対象者入院医学管理料 <u>6,737点</u> ロ 回復期入院対象者入院医学管理料 <u>4,962点</u> ハ 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 <u>5,870点</u> 注1～注11 (略)</p> <p>第2節 通院料 1 通院対象者通院医学管理料(1月につき) イ 前期通院対象者通院医学管理料(法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定の日(以下「通院決定日」という。)から起算して6月を経過する日の属する月までの期間) <u>8,336点</u> ロ 中期通院対象者通院医学管理料(イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間) <u>7,326点</u> ハ 後期通院対象者通院医学管理料(通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間) <u>6,315点</u> ニ (略) 注1～注8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 (略) 第3章 医療観察訪問看護</p> <p>通則 (略)</p> <p>1 (略) 2 医療観察訪問看護管理料 イ 月の初日の訪問の場合 <u>744点</u> ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>300点</u> 注1・注2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 基本診療料</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1節 入院料 入院対象者入院医学管理料(1日につき) イ 急性期入院対象者入院医学管理料 <u>6,705点</u> ロ 回復期入院対象者入院医学管理料 <u>4,938点</u> ハ 社会復帰期入院対象者入院医学管理料 <u>5,842点</u> 注1～注11 (略)</p> <p>第2節 通院料 1 通院対象者通院医学管理料(1月につき) イ 前期通院対象者通院医学管理料(法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定の日(以下「通院決定日」という。)から起算して6月を経過する日の属する月までの期間) <u>8,296点</u> ロ 中期通院対象者通院医学管理料(イで定める月の翌月から、通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月までの期間) <u>7,291点</u> ハ 後期通院対象者通院医学管理料(通院決定日から起算して2年を経過する日の属する月の翌月以降の期間) <u>6,285点</u> ニ (略) 注1～注8 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 (略) 第3章 医療観察訪問看護</p> <p>通則 (略)</p> <p>1 (略) 2 医療観察訪問看護管理料 イ 月の初日の訪問の場合 <u>740点</u> ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) <u>298点</u> 注1・注2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

第4章 (略)

第4章 (略)